

平成20年5月定例会 代表質問 公明 光澤議員

基金は、本来特定の目的を持って積み立てられたものだが、現時点での運用について明確でないものは、条例に逸脱しない範囲で有効活用すべき。基金は、もともと府の余剰金を積み立てたものであり、市中からの借入れとは異なり、借金に当たらないというのが我が党の見解。

財政再建のもと、各事業が大幅に見直され、事業費が大きく削減されようとしているときに、当面の運用計画のない基金や運用に支障のない範囲で繰り入れができる基金については、財政再建を確実に推進する目的で繰り入れるべき。

(総務部長答弁)

- 歳入の確保につきまして具体的なご提案をいただいたが、一時的な歳入増で歳出削減を抑えても、その効果は限定的であり、効果が継続する歳出の削減を図っていく必要があると考えている。
- しかしながら、1,100億円の改革目標額を達成する上で、ご指摘のように歳入の確保は重要であると認識しており、できる限りの確保策を講じてまいりたい。

平成20年7月臨時会 一般質問 自民 さぎり議員

“非常事態”であれば、資産である基金についても、設置目的にかかわらず取り崩して処分すべきではないか。

(知事答弁)

- 基金の処分については、地方自治法241条第3項において、設置目的外の処分が禁止されており、仮にこれを処分する場合は、条例の改廃により、当該基金の廃止等が必要。
- 現在、府が保有する基金は、法令等で設置が義務付けられているもの以外についても、民間からの寄附が原資の一部となっているものがあること、基金を財源の一部として活用してきた府有施設の耐震化、福祉施策の推進やスポーツの振興などの事業を今後も実施する必要があることから、各基金の廃止等は行わないこととした。
- その上で、それぞれの基金の設置目的に照らして可能な範囲で最大限の活用を図る観点から検討し、公共施設等整備基金や府営住宅整備基金など各種基金から46億円をさらに取り崩し、財源として活用することとしたところ。

平成18年9月定例会総務常任委員会 自民 浅田委員

大阪府基金条例の第三条に「知事は財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定め、基金に属する現金を歳計現金に繰りかえて運用し、または一般会計歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる」となっている。この規定が借入れの根拠になっているが、減債基金について、確実な繰り戻しの方法、それから期間及び利率を定めるところが具体的にどのようなになっているのか。

(財政課長答弁)

- 運用期間は五月三十一日から翌年の五月三十日、運用利率は指定金融機関の決済用普通預金金利。
- 償還方法は元金を満期一括で償還。利子は翌年三月末、五月末で償還。

減債基金を返しているように見えるが、「今年、千円借りると。来年千円返すと。そのかわり二千円貸してくれと。再来年二千円返すと。借りていた二千円は返します。そのかわり四千元貸してくれと。」これで果たして返したと言えるのか。

平成二十二年で予定より千五百億減らしたと言っても、六千五百億円弱の借入れが残る。これやったら永久債と同じ。永久に借り入れていくことができるお金だと思うが、その点はどのように考えているか。

(財政課長答弁)

- 前年度の出納整理期間が終了する五月末に所要額を精査の上、一年間の運用の期間を定め、運用利率償還方法といった運用条件を定めて繰り入れを行っている。
- それ以前から行っている繰入運用分については、その間に延長の必要性を踏まえ、毎年一年ずつ、延長期間にかかる運用条件を定めて延長している。その一年で、一年ごと更新しているのは、その基金の繰入運用について、毎年度必要があるのかどうかということを確認するために、運用期間を一年単位で定めているもの。

平成20年7月臨時会 総務常任委員会 公明 光澤委員

知事は、減債基金からの借入れという禁じ手を一切使わないと断言。
借金返済のために留保すべきものとはいえ、自前の資金である減債基金があるにもかかわらず、あえて金利のかかる起債、借金に頼ることはおかしいと思う。まず原則を崩すのであれば、減債基金からの借入れ禁止の方を崩したほうが良かったのではないのか。

退職手当債の金利負担が、年2%としたら3.7億円の金利負担。
自前の資金である減債基金から借り入れるとすれば無利子で、また、たった1年で3.7億円にも及ぶ金利のかかる起債、なぜそこで頼らなければならなかったのか。

(知事答弁)

- 財政規律を守る中においては、それは例えば減債基金というものも1回積立てると、それは基本的には使っちゃいけないお金という認識がないと、例えば利率だけとかそういうものを見ながら、これは使ってもいい、これは府債を借りるぐらいだったらこっちを充てればいいということになると、やはり明確な方針が、厳格なルールがないと、なかなか財政規律が守れない。
- 減債基金というものは、本来自分のお金ではないんだと、償還原資なんだというようなことで規律が守れる行財政運営ができる。